

近代日本における女子学校制服の成立・普及に関する考察

—教育制度・着用者・制服製作に注目して—

難波知子*

The Formation of Women's School Uniforms in Modern Japan :

Interrelationship between the Educational System, Students and Uniform Production

NAMBA Tomoko

abstract

This article aims at reconsidering the history of women's school uniforms from the viewpoints of the educational system, students, and uniform production in modern Japan. Though the historical studies of school uniforms have focused on the control of students' bodies and clothing by schools, this article moreover notices the significance that women students realized in their uniforms, and the situation that their uniforms were made in the transition from Kimono style to Western style.

The composition of this article is as follows. First, it gives an outline of the history of women's school uniforms from the Meiji era to the early Showa era. Second, it elaborates the process of wearing HAKAMA which women students longed to put on in the 30's of the Meiji era. And third, it considers the practical situation that the school uniforms were made, worn by students and controlled by schools.

To conclude, in modern Japan women's school uniforms were formed as a culture by interrelationship among schools, students, and uniform production. Schools instituted uniforms for the realization of educational policy and the regulation of clothing. On the other hand, women students created their original meanings and dressing in their school uniforms. And the school uniforms as a culture prevailed involving the changes of styles of living in clothing, for example, from Kimono style to Western style and from sewing at home to buying products in stores.

Keywords : Japan, school uniform, women students, uniform production

はじめに

学校制服にも、その他の衣服と同様に流行がある。近年では制服そっくりの私服を着たり、他校の制服で登校したりする「なんちゃって制服」と呼ばれる流行がメディアで取り上げられるようになった。昨今の女子高校生は制服に憧れをもち、今しか着ることのできない制服をかわいく着こなしたい願望をもっているという¹。このような学校制服の流行現象からは、女子高校生の積極的な制服の着用や制服に対する独自の解釈、意味づけが行なわれていることが窺える。こうした側面は、学校制服を「学校が着用を義務づけた一定形式の服装」として捉

キーワード：日本、学校制服、女子学生、制服製作

*平成18年度生 比較社会文化学専攻

える見方が一面的であることを気づかせ、学校制服のもつ意味（学校制服とは何か）や多様性を再考する契機を与えてくれる。以上の問題意識から、小論で扱う学校制服とは服装の形態（詰襟学生服やセーラー服など）あるいは服装の一定化と定義するのではなく、学校において特定の服装をする制度・文化として広く捉え、小論は近代日本において学校制服がいかに成立・普及してきたか、その歴史を教育制度、着用者、制服製作の視点から見直すものである。

戦前までの女子学生の服装の変遷については、佐藤秀夫によって服装規定の制度的沿革や国家政策との関係が検証され²、さらに蓮池義治により各学校の事例を取り上げた通史が書かれている³。また、明治期の女子学生の袴については横川公子⁴、大正期の洋装制服の導入・普及については桑田直子⁵、高木明日香⁶、高等女学校生徒の服装の変遷については西村絢子・福田須美子⁷らの先行研究がある。着用者の視点は、横川や桑田、高木によっても取り上げられている。

小論の特色は、教育制度（学校）と着用者の関係に加えて制服製作に注目する点にある。制服製作については、管見の限り先行研究において積極的に論じられておらず、着用者がいかに制服を入手したか、また制服がどのように作られたのかについてはほとんど取りあげられていない。しかし、制服製作は皆が同一形式の服装をする前提となる重要な過程であり、和服から洋服へ、家庭裁縫から既製服の購入へと衣生活が大きく変化する時期における重要な視点であると思われる。

以上のような観点から、小論では明治期から昭和戦前期までの主に女子中等教育機関における学校制服の成立・普及過程を論じる。まず明治期から昭和戦前期までの大まかな女子制服の変遷を取り上げ、次に学校制服の成立過程を明治30年代の袴を例に検討し、最後に制服着用の実践について、着用者の制服の着こなしと制服製作、それらと学校の服装検査の関係を上げて考察する。

なお着用者側の視点を考察するために、各学校の沿革史に記された回想や写真等を資料として取り上げる。

1 女子制服の変遷

明治期から昭和戦前期における女子制服の形態は、男袴→和装（着流し）→洋装→和装→女袴→洋装→セーラー服と幾度も変遷を遂げる。これは男子の制服に詰襟型（軍服に類似した形態）の洋服が一律に採用され定着していく過程と比べると複雑で変化に富んでいる。こうした形態の変遷要因として、佐藤秀夫は女性の服装が男性に比べて「身分・階層・職種等々に応じた服装分化に加えて、服装表現のもつ『倫理』性がより厳しく要求され」、「女らしさ」が、「身分・階層の別を超えて、性の故に求められ」たことを指摘する⁸。この制服形態の複雑な変遷の他に、女子の学校制服史には男子とは異なる段階や特徴が指摘できる。一つは和服から洋服への移行の間に、女性用の「袴」が考案され普及したこと、もう一つは学校制服が着用者である女子学生によって製作されたことである。以下では、女子制服の変遷過程を三つの時期に区分して概略を示す。

(1) 明治初期から明治20年代まで—男袴・洋装（鹿鳴館時代）の廃止

明治初期から明治20年代にかけては、女子の中等教育機関が教育制度として整備されておらず、先行研究で取り上げられるこの時期の女子制服とは、東京女子師範学校（明治8年開校）や各地に設置された師範学校の女子部の他に、華族女学校（明治18年開校）、キリスト教主義の女学校などごく一部の学校のものに限られる⁹。

このうち東京女子師範学校では、開校当初「紺色と浅黄色との立縞木綿袴」が官給されたが、明治12（1879）年には廃止され、広巾帯の太鼓結びの和装となった経緯がある¹⁰。この時着用された袴は、形態・素材の面で男性用の袴と同じであることから、明治30年代以降の袴と区別して「男袴」といわれる。横川によれば、文部省は「教育上の男女同権と西洋式に対応する仕掛けであり、裾が乱れて脚部を露出するという、醜態を隠す文明の利器」として袴を採用したが、社会的には「奇想天外な異態風俗」として非難が浴びせられたと指摘する。女性が男性の袴を着用するというそれまでの慣習にない格好は周囲から反発を受け、採用から数年で廃止に至る。しかし、そのような状況のなか、当の女子学生は「意気揚々と新時代に対応する気概に満ちたしるし」として男袴を着用していたという¹¹。

男袴が廃止され旧来の和装となった後、明治政府が欧化政策を積極的に展開した鹿鳴館時代になると、今度は

洋装が採用されることとなった。高等師範学校女子師範学科¹²では、バスル・スタイルと呼ばれる当時のヨーロッパ女性の服装が明治18～19年の間に採用された。この他にも華族女学校や各地の師範学校において洋装が取り入れられるが、男袴と同様にわずか数年で廃止された。洋装から和装へ戻った背景には、女子学生の洋装を支持していた森有礼の暗殺、欧化主義に対する反動や国家主義体制の確立化に向けた教育政策の台頭などの時代状況の変化があり、その他に蓮池は日本女性の洋服着用に対して健康衛生や美的観点から、外国人によって否定的な意見が寄せられたことを指摘している¹³。また佐藤は各地方や各学校の保守的な対応、また地方においては女子洋服の入手が困難であったこと、さらに着用者の女子学生自身が伝統的封建的な女性観に拘束されていたことを指摘している¹⁴。

以上のように、男袴や洋装は慣習との関係や実施上の問題点と女子教育制度の整備の遅れから、全国への普及、制服としての一般化には至らなかったといえる。

(2) 明治30年代から大正末まで一女袴の考案と普及

明治期の女子学生の典型的な服装といえば、着物に袴を着用した姿である。この袴は前述した男性用の袴とは異なり、女性用に新たに考案された行灯袴と呼ばれるものである。行灯袴とは、裾が左右に分かれていない（襠がない）スカート状で、素材には綿やカシミアが用いられた。また、男性の袴に使用される縞を避ける配慮がなされ、形態上だけでなく使用生地においても男性の袴とは差別化された。

行灯袴が全国的に普及するのは、明治30年代以降である。明治32（1899）年の高等女学校令により、女子の中等教育機関として高等女学校が全府県に1校設置され、中等教育機関に通う女子学生を中心に袴が着用された。時代は日清戦争後、女子の体位向上を目指すために教育内容の中で体操が重視された時期であった。袴の普及に特に影響を与えたとされるのが、ドイツ人医師のベルツである。ベルツが明治32年に行なった「女子の体育」と題する講演で袴の着用を推奨すると、すぐに女子高等師範学校で袴が採用され、これをきっかけとして全国の女学校に急速に普及したといわれる。男子の兵式体操の導入の場合に「洋服」が選ばれたのと比べ、女子の場合には「和服の改良」という方策がとられた。

この女袴は明治30年代の普及以前に、華族の子女が通う華族女学校や跡見女学校において礼節を整えるために考案されたものであった。華族女学校では下田歌子が、平安時代の宮中の女性が用いた緋袴と男性の袴である指貫を折衷して考案したと伝えられている¹⁵。下田は袴の由来を日本の伝統的な服装に求めているが、こうした女性の新たな服装と伝統との関連づけは、明治20（1887）年に下された皇后の『思召書』にもみられ、そのなかで洋服の上下二部形式が日本古来の衣と裳の形式と類似していることが言及される。若桑みどりは、この言及を「上代の衣服を持ち出して日本の真の伝統とするレトリック」、「『伝統の創造』の修辞学」と指摘する¹⁶。洋服だけでなく、女学生の袴についても伝統的な服装をルーツとすることによって新たな服装に正統性を与えるレトリックが用いられた。女学生の袴はこうして明治期に新たな「伝統」として創り出され、現代においても卒業式で着用される晴れ着の一つとなっている。

(3) 大正末から昭和戦前期まで一洋装制服の制定

大正後期になると制服として洋装を採用する学校がみられ始め、関東大震災後には急速に全国に洋装制服が広がっていく。各女学校によって洋装制服が採用される時期は異なるが、桑田によれば最も早く採用した学校は京都の平安女学校で、大正7（1918）年であった。また、全国の高等女学校における洋装制服の普及のピークは1923～28年頃である¹⁷。全国に先駆けて洋装を採用した学校では、それぞれ独自のデザインの洋服が制定されたが、次第にセーラー服を採用する学校が増え、昭和初期にはセーラー服が女子学生の制服として定着していく。

戦前の女子教育においては良妻賢母教育の一環として裁縫が重視され、昭和初め頃には和裁に加えて洋裁が行なわれるようになった。女学校の中には洋装制服を裁縫の時間に自ら製作したり、上級生が新入生の制服を製作したりすることがあった。着用者自身が制服を製作する点は、男子にはみられない女子制服の特徴の一つである。

2 明治期における袴の採用過程

以上の女子制服の変遷をふまえ、次に明治30年代以降全国的に普及し、女子学生の典型的な服装となった袴について、各学校における具体的な採用経緯や着用者の受容の仕方をみていくことにする。袴に注目する理由は、女子に特徴的な段階であることと、袴が広まる明治30年代が女子中等教育機関に通う「女学生」が一般に認識される時期に当ることがあげられ、制服を着る場と着る者、着る理由（体操を行なうため等）などの条件が全国的に揃うと判断するからである。また先行研究では、厳密な服装の一定化ではない明治期の女子学生の袴を「制服」とみなさない場合があるが¹⁸、小論では学校において皆が同一形式の服装をするという学校制服の枠組みを成立させた重要な過程として袴を位置づける。

(1) 各高等女学校における袴の採用過程

各地の高等女学校では、体育の実施に伴い「機能的」であるとされた袴が取り入れられたが、その採用の過程は各校によって異なった。具体例を三校取り上げる。

兵庫県立高等女学校 明治32（1899）年に開校した兵庫県立高等女学校の場合には、校長が率先して改良服に取り組み、「綿服筒袖にゑび茶袴」を採用した。以下は、袴を制定した当時の状況を伝える女性教員の文章である。

其の後職員会で定められた結果、袴を着けしめる事となつたのですが、偕色を一定せねばならぬとあつて、彼れこれと詮議の末海老茶色と規定され、程なく学校全体が海老茶の袴を着けました（略）袴の色を一定せずとも、各自の任意で良いでは無からうかと考へたのでした^(ママ)が、他日遠足其の他の際全校生徒が出勤する度に、なる程一定された袴の色が、質に緊張味を見はすものだと深く感じたのであります¹⁹。

兵庫高女では、学校側によって袴の着用と袴の色が海老茶色に一定された。海老茶色は、東京女子高等師範学校をはじめ多くの女学校で採用された色であり、そのために女学生をあらわして「海老茶式部」という言葉も生まれた。また、兵庫高女では独自の筒袖の着物と徽章が制定された。女性教員は「筒袖の綿服に海老茶袴を着け、胸に徽章を輝かした姿は、実に我が兵庫県立高等女学校を表はして得意がつた²⁰」と生徒の様子を記している。以上は教員の文章ではあるが、生徒が好意的に兵庫高女のしるしである服装を受け入れていたことが推察される。

栃木県立宇都宮高等女学校 高等女学校における袴の採用は、兵庫高女のように学校側の服装規定によって与えられる以外に、女子学生からの要望によって採用された場合もあったようである。

明治8（1875）年に栃木女学校として開校した栃木県立宇都宮高等女学校では、明治33（1900）年の紀元節に三人の生徒が無許可で海老茶の袴を着用して式場に出たという騒動が伝わっている。職員会議で退校処分が検討された事件であったが、この一件により、同年4月から袴の着用が許可されることとなった。しかし兵庫高女の場合とは異なり、袴の着用は「画一的に実行するにあらずして父兄あるいは本人の望みに従い着けざるも妨げざる方針²¹」であった。すなわち、袴を着用するかどうかは家庭もしくは本人の判断に委ねられたのである。明治36（1903）年に制定された「生徒服装標準」では、「袴」は「綿布又ハ毛織地ノ類ニシテ海老茶色タルベシ。但シ長キニ失セザル様仕立ツルヲ要ス²²」とされた。このように宇都宮高女の場合は、数名の女学生による袴の着用の強行に端を発し、袴の着用が許可され、希望者が着用するという規定が出来上がった。

宮城県立高等女学校 明治30（1897）年に創立された宮城県立高等女学校では、同年秋、生徒一同が校長に面談のうえ、袴の着用許可を願い出た。ところが校長は、袴を着けているのは華族女学校のみであるとの理由から、生徒の要求を退けた。当時、直談判に臨んだ生徒は袴に対する強い憧れと、これが「華族女学校のみ」という理由で拒否されたことに対する失望が相当に大きかったという。袴の着用許可が退けられた二年後の明治32（1899）年に小松宮妃殿下の台臨があった際に、急遽全員が袴をつけることとなり、寝ずに袴を縫ったことが卒業生の回想に綴られている²³。この出来事が契機となって、学校の許可もなく制服の規定もないまま、袴の着用が生徒の間に広まり、明治34（1901）年に海老茶袴が許可されることとなった。宮城高女の場合は皇族の台臨が直接的なきっかけとなっているが、それ以前に生徒の間に袴の着用願望や憧れがあったことが、校長への直談判という具体的な行動に窺える。

以上、三校の事例はごく一部の状況をあらわすにすぎないが、袴の全国的な普及の背景には、女子学生による積極的な袴の受容や着用があり、それが大きな推進力となった可能性が考えられる。

(2) 着用者の袴への憧れと周囲の反応

先の三校の事例のうち、特に宇都宮高女と宮城高女の場合は、袴の採用過程に女子学生の袴に対する着用願望や憧れがあらわれていた。この袴に対する着用願望や憧れとはどういったものであったのだろうか。この点について、本田和子は下田歌子が考案した華族女学校における袴は「朝廷との結縁が強調され、それゆえの『貴族性・上流性』の象徴」として選び取られたスタイルであったと指摘している²⁴。華族女学校や跡見女学校で着用された袴には、華族という特権性と庶民との差別化という意味合いが含まれていたと考えられる。こうした高貴なイメージをもつ袴は、当時まだ少ない中等学校で学ぶ女子のエリートの象徴ともなり、女子学生の憧れを掻き立てた服装であったと思われる。

また、この時期には女子学生向けの雑誌が発刊され、女子学生がヒロインとして描かれた小説が人気を集めたり、着物に袴、編上靴、リボン、洋傘を取り合わせる女学生風俗が流行したり、雑誌メディアを中心として「女学生文化」が形成されていった。明治30年代以降袴が全国的に普及し、女子学生の服装の典型になった要因には、こうした女子学生の服装に対する憧れや関心が重要なものとしてあげられる。

以上では着用者の袴に対する憧れや願望について取り上げたが、生徒の保護者からの要望で袴の着用を随意認めた学校もあった。彦根高等女学校では「好奇の風潮」を避けて生徒に袴の着用を禁じていたが、「父兄」からの希望により明治37(1904)年に袴の着用を認めた。袴の着用は随意とし、地質色合いは定めないが、質素なものとする²⁵。彦根女学校のように、周囲の反応を考慮し袴の着用を禁止していた学校も明治30年代には多く、地方の学校では袴の機能性を認めつつも、採用するまでに長くかかったところもあった。袴は体育の実施によってその機能性に注目される一方で、女子学生が憧れる服装ともなり、また伝統的な立場からは否定的なまなざしを向けられながら普及し、その後の洋装制服及びセーラー服の普及の先例となったと思われる。

3 制服着用の実践—服装検査・着こなし・制服製作の関係

前節では着用者の袴に対する憧れや願望を具体的な事例から取り上げ、制服という枠組みの成立に着用者の積極的な意識や行動があらわれていたことを指摘した。次にこの節では、着用者の制服に対する願望が制服の着用や形式にいかにも実現されたか、すなわち着用者の具体的な制服の着こなしや制服製作に注目し、さらにそれらに対する学校側の対処としての服装検査を取り上げ、学校制服の着用がどのように実践されたのかを考察する。ここでは明治30年代以降の袴の場合と大正後期以降の洋装制服の場合、また袴から洋装制服への移行に伴う変化について取り上げることとする。

(1) 袴

袴の着こなし 各学校の沿革史に載せられた写真や回想に記された証言をみると、袴の着こなし方に工夫を凝らした様子が窺える。図1の写真の女子学生は袴を胸高に着け、足元まである丈の長いものを着用している²⁶。このように袴を着ける位置や丈の長さ、その時代の流行や個人の好みなどが反映された。

東洋女子学園の沿革史によれば、こうした丈の長い袴を胸高に着ける着方は、上級生の装いであった。東洋女子学園においては上級生と下級生で服装規定に寛厳の差があり、上級生はより自由度が高かったようである。下級生は袴の裾を長くすることを禁じられ、かかとから10センチないし15センチ短くしなければならなかった。一方、上級生は長袖の着物に長い丈の袴を胸高に着け、黒い靴下に黒い編上靴、風呂敷に学用品を包み左腕に抱えて通学し、その姿に下級生は憧れを抱いていたとのことである²⁷。袴の丈の長さには流行があり、群馬県立沼田高等女学校の沿革史には、袴を短くはき、踵の高い靴をはくのが昭和初期の流行のスタイルであったことが記されている²⁸。

また、腰紐を長く垂らすことやその結び方にも工夫がなされた。兵庫県立豊岡高等女学校では若い女性の先生が赴任すると、すぐに生徒の袴紐の結び方や裾の長さ、腰の高さが違ったという。新しく来た若い先生の袴の着



図1 胸高に袴を着けた女子学生
(明治33年頃)

用の仕方に影響を受け、生徒がそれを真似たのである。袴紐の結び方には、真ん中でリボン結びにしたり、それを左右に寄せたり、片輪結びにして右横又は左横で紐先を揃えなくて長く垂らすなど、様々なやり方があったようである。中には袴を仕立てる時から紐の長さを考慮しておかなければ出来ない結び方もあった²⁹。

袴の製作 以上のような着こなしが工夫された袴は、宮城高女の事例に寝ずに袴を縫ったとあるように、女子学生によって製作されたようである。つまり袴の着こなしは、着用者自身の製作により実現されたといえる。着用者が制服を製作することは、仕立ての段階において細部に工夫を施すことを可能にし、この裁縫段階における裁量が着用者の好みや流行のスタイルを実現させたと考えられる。

しかし当然ながら全く自由に製作されたのではなく、学校が示す服装規定に従って袴の製作は行なわれた。服装規定には、袴の地質(木綿)や色が指定され、所定の位置に白線や黒線などのライン(袴章)が付けられた。この袴章は学校のしるしとなり、一目でどこの学校の生徒であるか判別できた。群馬県立太田女子高等学校の沿革史には、周辺の女学校の袴章についての記録が写真とともに記載されている。いずれの学校も袴は木綿の海老茶色で、白線一本(太田実科高女)、白線二本(館林

実科高女)、白線なし(県立足利高女)、白線にまが玉を形どった輪(伊勢崎実科高女)、レース糸のクサリ編みの線(県立桐生高女)と袴章に各学校の特徴があった³⁰。こうした袴章を付ける作業も家庭において行なわれた。その様子が以下の群馬県立安中高等学校の卒業生の回想に見出せる。

安中高女の標として袴の裾へ清き碓氷川の流れを型どつて白線が二本縫ひ付けてありました。此の白線はセーラー服のスカートにも用ひられました。入学式から帰宅した私は今は亡き母と二人で此の白線をかなりの長い時間かゝつて縫ひ付けました。とても楽しい、うれしい作業であつた事を今もはつきり覚えて居ります。(中略)此の袴を着けて、安中女学校の生徒であると云ふ誇りと喜びに胸をふくらませてあの杉並木之路を通学したものです³¹。

この記述からは、袴に白線を縫い付ける作業や白線の付いた袴を着用することに、喜びや誇りを感じていたことがわかる。このように袴章は、外に向かつては所属する学校のしるし、内に向かつては女学校の生徒の一員であること、アイデンティティの寄りどころとなったのである。

以上のように、女子学生が憧れを抱いた袴は家庭において製作され、袴章という学校のしるしをつけ、個人の好みや流行のスタイルに仕立てを行なって着用された。

服装検査 着用者は服装規定の範囲のなかで、流行や個人の好み・美意識を反映させた着こなしを行なった。しかし日清・日露戦争などの影響により質素を求める風潮となり、また良妻賢母教育の観点から服装の華美の抑制が図られるようになると、各学校は服装検査を行なって、生徒の服装を厳しく取り締まるようになった。特に袴の丈の長さや袖の長さは物指を使って、厳重に規定が遵守されているかどうか検査された。愛知県高等女学校では、明治36(1903)年に黒の毛べりをつけた海老茶袴が制定され、まもなく「生徒服装標準一覧表」が作成され、毎月一回検査が行なわれた。以下は、服装検査の様子が窺える文章である。

着物・羽織は木綿で柄合の華美でないもの、袖丈は一尺七寸以下、袴は濃い海老茶色の木綿で、裾から鯨尺の二寸五分上に曲尺六分の毛べりをつける。上草履は赤木綿の鼻緒に一重裏皮付(運動場ばきは白緒)な

ど詳細に定められ、リボン・指輪・肩掛などは一切禁止された。登校時には、通用門に物指を持って服装検査をする女教員の姿も見受けられ、検査は厳しく行なわれた³²。

当時の女学校では、「質素」・「華美の抑制」が服装規定や服装検査の方針であった。具体的には着物や袴の素材に木綿を使用すること、袴の色、袖丈の長さ、袴章の位置などが規定された。丈の長い袴は布地を多く使用することから厳しく取り締まれ、着用者は好みや流行のスタイルを服装検査によって制限される部分もあった。また、女子の場合には服装規定に曖昧なところがあり、例えば着物については「華美でないもの」としてある程度選択の幅があった。つまり、男子のように一律に制服が規定されるのではなく、学校における服装に制限が加えられるのである。このような服装規定の曖昧さや家庭裁縫による裁量に関して、学校側は行き過ぎがないよう服装検査を実施した。

(2) 洋装制服

次に洋装制服の場合についても同様にみていく。

制服の製作・購入 洋装制服は各自が裁縫の時間に仕立てる場合もあれば、上級生が新生に製作する場合、洋服店に仕立てを依頼する場合など、各学校の状況や教育方針によって異なった。洋装制服は家庭において仕立てる技術がなく、学校教育によって担われるか、もしくは専門店で依頼し、標準化された制服を購入するようになっていく。

青山女学院では、昭和7(1932)年にセーラー型の制服が制定された。冬服は濃紺のサージにグリーン色の三本ラインと同色のネクタイで、胸のネクタイ通しのところに青山女学院の頭文字のA・J・Gが縫取りされていた。青山女学院の制服は、学校指定の洋服屋で調製されたが、その洋服店が「堅実過ぎて野暮なので、生徒達は勝手に上着を短くしたりスカートを長くして当時の流行型に直したが、服装検査の時にはたちまちその網にかか³³ったという。指定の洋服店で製作された制服が、生徒たちにとっては「野暮」なものであり、自ら「流行型」に直して着こなしを工夫していた様子である。

学校制服が専門店によって製作されるようになると、袴の時代にみられた着こなしの多様性や選択の幅は狭まり、標準化された制服の購入、着用が行なわれる。しかし青山女学院の事例からは、制服の製作主体が着用者本人から専門店に変わっても、制服に工夫を施して流行の着こなしを実現しようとする態度は袴の時代と変わりなくみられることがわかる。

服装検査 洋装制服についての回想は、服装検査に言及したものが多く、それらを通して着用者の制服の着こなしや流行が窺える。群馬県立太田高等女学校の卒業生の回想には、服装検査の様子と洋装制服の着こなしに対する着用者の心情が綴られている。

当時は一週間に一回の服装検査があって、スカートは膝下何寸というように、とても嚴重の検査で、スカートのヒダの数なども調べられた。(中略)しかし何しろ若い年頃の娘ですから、いくら制服の処女でも、何処かで人知れず何とか皆より良く見られるように、スカートのヒダを一つでも多く、そして短かくしようとしたりした苦心も、今はなつかしい思い出です³⁴。

この回想は昭和初期に高等女学校に在学した卒業生のものであるが、当時スカート丈の短いものや襷が多いものが好まれた様子が窺える。また学校側はそれに対して、スカートの丈や襷の数を服装検査で調べている。同じく昭和初期に在学した群馬県立吾妻高等女学校の卒業生の回想にも同様の記述がみえる。

服装検査が毎週1回、定められた日に行なわれ、どんな寒風の吹きすさぶ日でも、粉雪の舞う日でも、校庭に整列して、上着丈は腰骨まで、スカートの襷数は16、髪のはきははセーラー衿の丈以上等々、検査を受けました。しかしその翌日は上着の丈はぐっと短く、襷数も20と増えている生徒もちらほら、それがいつか流行となり³⁵(以下、省略)

当時の吾妻高女における服装検査の検査項目は「上衣の長さ、各人の腰骨の処まで」「スカートの長さ、膝下の骨の処まで」「スカートの襷積の数16以上のものは、裏返しの時16とする」⁸⁶と決められた。吾妻高女では定められた日に服装検査が行なわれていたこともあって、その日を避けて上着丈の短い制服や数数の多いスカートが着用された。こうした学校側による厳しい服装検査は、もはや「華美の抑制」というより「違反の取締り」である。しかし、学校側の服装規定や服装検査によって女子学生の服装が管理される一方で、着用者は流行のスタイルや好みを求め、服装検査を掻い潜ってそれらの装いを実行した者もいた。

袴から洋装制服への移行に伴う変化 以上のように、着用の前提となる制服の製作過程の視点を加えて、着用者の着こなしや学校の服装検査との関係を捉えることによって、学校制服の着用がどのように実践されたかみてきた。袴から洋装制服へ変化するに伴って、制服の製作主体が家庭もしくは着用者から徐々に専門店へと移り変わっていく。専門店で購入される制服は標準化されたものであったが、先の事例でみたように女子学生は袴の時代と同様に制服に工夫を加えて、各自の好みや流行のスタイルを実践していた。学校側は制服における違反を取り締まるために服装検査を行なうが、女子学生は時にはそれさえも掻い潜って理想の着こなしを実践した者もあった。また、学校側の服装検査についても袴から洋装へと制服が移り変わるとともに、その方針が「華美の抑制」から「違反の取締り」へと変化する。袴の場合には、着物の柄や仕立て方、布地の購入先などに着用者の選択及び製作の際の裁量があり、それらに対して検査が行なわれたが、購入先が指定された洋装制服の場合には、制服の形式や着用に関する違反に対して検査が行なわれるようになった。

おわりに

小論では、明治期から昭和戦前期までの女子制服の成立・普及について考察した。明治30年代における袴の採用過程については、体育実施という教育政策上の理由から学校関係者によって袴の着用が促される一方で、着用者にとっては憧れの対象となり、また周囲の伝統的な考え方の持ち主からは否定的なまなごしを向けられる状況のなかで全国に普及したことを指摘した。すなわち袴は、学校側の教育意図や服装規定、着用者の受容態度、周囲の意見や慣習などが複雑に絡み合い、せめぎあうなかで学校制服として成立したと思われる。また、制服の着用の実践をみるために、着用者の制服の着こなしやそれを実現させた制服製作、学校側による服装検査の関係を考察した。袴から洋装制服へ、家庭裁縫から専門店による仕立てへと服装の形態や制服の製作主体が変化すると、袴の時代にあった着用者の選択の幅や着用の多様性は狭められるが、着用者は洋装制服においても流行や好みを取り入れ、時には服装規定を逸脱し、服装検査を掻い潜って理想の着こなしを実践する女子学生もいた。そのような状況を考慮すると、学校制服とは単に学校側が一方向的に規定し管理してきたものではなく、着用者側による独自の解釈や価値づけ、多様な着こなしが行なわれたものであり、その歴史の変遷の背景には和服から洋服へ、家庭裁縫から既製服の購入へという衣生活の変化を伴って成立した文化といえる。小論では、教育制度(学校)・着用者・制服製作の三つの視点、関係性を取り上げたが、これらのアプローチは学校制服文化の形成を検討するうえで有効であったと思われる。

女子制服についての今後の課題は、昭和初期に全国の女学校においてセーラー服が採用されていく過程を考察することである。セーラー服の問題は戦後の制服改正の動きとも関連することから、戦前・戦後をみていくうえで重要である。また今回は女子についてのみ取り上げたが、男子や小学生のそれぞれの制服の成立・普及過程や、男女の比較、初等教育機関と中等教育機関の制服の関係などについても取り組み、学校制服文化の成立について現代まで視野に入れて考えていきたい。

註

1 『制服』異変 女子高校生は今(上)『朝日新聞』東京版、2003年4月15日朝刊。厳密に言えば、「なんちゃって制服」は私服領域における学校制服ファッションの流行であり、校則によって規定された学校制服にみられる忌避や流行とは異なる現象である。しかし制服への志向が鮮明に読み取れる興味深い現象といえる。

2 佐藤秀夫「学校における制服の成立史」『日本の教育史学』19集、1976年。佐藤秀夫編『日本の教育課題2 服装・頭髮と学校』東京

法令出版、1996年。

- 3 蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)～(四)」『神戸学院女子短期大学紀要』10号(1978年)、12号(1979年)、15号(1982年)、19号(1986年)。
- 4 横川公子「女性と袴(一)～(二)」『金蘭短期大学研究誌』23号(1992年)、24号(1993年)。
- 5 桑田直子「1920 - 30年代高等女学校における洋装制服の普及過程」『日本の教育史学』39集、1996年。同「女子中等教育機関における洋装制服導入過程」『教育社会学研究』62集、1998年。
- 6 高木明日香「女子中等教育機関の洋装制服の普及過程とその意味」『教育学雑誌』39号、2004年。
- 7 西村絢子・福田須美子「高等女学校生徒の服装の変遷についての一考察」『日本の教育史学』32集、1989年。
- 8 佐藤『日本の教育課題2』、216頁。
- 9 佐藤「学校における制服の成立史」。蓮池「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)」など。
- 10『櫻蔭会史』1940年、26頁。
- 11 横川「女性と袴(一)」、30頁。
- 12 明治8(1875)年に開校した東京女子師範学校は、明治18(1885)年に東京師範学校に併合され、東京師範学校女子部となる。さらに翌19(1886)年には師範学校令により東京師範学校は高等師範学校となり、男子師範学科と女子師範学科が設けられた。バスル調の洋装が制服として制定されたのが、この時期にあたる。その後、明治23(1890)年には女子部が分離されて、女子高等師範学校となる(文部省『学制百年史』、1972年、239、382頁)。
- 13 蓮池「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)」、75頁。
- 14 佐藤「学校における制服の成立史」、15頁。
- 15 学習院『学習院百年史第一編』、1981年、365 - 366頁。
- 16 若桑みどり「戦時の衣服統制」早川紀代編『軍国の女たち』吉川弘文館、2005年、217 - 218頁。
- 17 桑田「1920 - 30年代高等女学校における洋装制服の普及過程」、128頁。
- 18 先行研究では「制服」とは着用を義務づけられた一定化された服装、特に洋装制服を指し、明治期の袴姿に対しては女子学生の「服装」という言葉を用いている。
- 19 兵庫県立第一神戸高等学校『創立三十周年記念誌』、昭和7年、185頁。
- 20 同上書、186頁。
- 21 栃木県立宇都宮女子高等学校『90年史』、1965年、81頁。
- 22 同上書、18頁。
- 23 宮城県第一女子高等学校『六十年史』、1961年、83頁。
- 24 本田和子『女学生の系譜』青土社、1990年、87頁。
- 25 滋賀県立彦根西高等学校『彦根西高百年史』、1987年、81頁。
- 26 同上書、502頁。
- 27 東洋女子学園『東洋女子学園六拾年史』、1964年、64 - 65頁。
- 28 群馬県立沼田女子高等学校『沼田五十年』、1972年、825頁。
- 29 蓮池「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)」、87 - 88頁。
- 30 群馬県立太田女子高等学校『太田女子高校五十年史』、1973年、54頁。
- 31 群馬県立安中高等学校『安中高校の六十年』、1980年、77頁。
- 32 愛知県第一高等女学校『愛知県高等女学校史』、1988年、41 - 42頁。
- 33『青山女学院史』、1973年、404 - 405頁。
- 34『太田女子高校五十年史』、232頁。
- 35 群馬県立吾妻高等学校『吾妻高校五十年史』、1971年、268頁。
- 36 同上書、249頁。

参考文献

愛知県第一高等女学校史編集委員会『愛知県第一高等女学校史』1988年
 青山学院校友会女子短期大学部会『青山女学院史』1973年
 愛媛県立今治北高等学校『愛媛県立今治北高等学校沿革史』1973年
 櫻蔭会『櫻蔭会史』1940年
 学習院『学習院百年史第一編』1981年

難波 近代日本における女子学校制服の成立・普及に関する考察

- 桑田直子「1920 - 30年代高等女学校における洋装制服の普及過程」(『日本の教育史学』39集、1996年)
- 桑田直子「女子中等教育機関における洋装制服導入過程」(『教育社会学研究』62集、1998年)
- 群馬県立吾妻高等学校『吾妻高校五十年史』1971年
- 群馬県立安中高等学校『安中高校の六十年』1980年
- 群馬県立太田女子高等学校『太田女子高校五十年史』1973年
- 佐藤秀夫「学校における制服の成立史」(『日本の教育史学』19集、1976年)
- 佐藤秀夫編『日本の教育課題2』東京法令出版、1996年
- 滋賀県立彦根西高等学校『彦根西高百年史』1987年
- 静岡県立沼津西高等学校『創立九十周年記念誌』1990年
- 高木明日香「女子中等教育機関の洋装制服の普及過程とその意味」(『教育学雑誌』39号、2004年)
- 栃木県立宇都宮女子高等学校『90年史』1965年
- 東洋女子学園『東洋女子学園六拾年史』1964年
- 西村絢子・福田須美子「高等女学校生徒の服装の変遷についての一考察」(『日本の教育史学』32集、1989年)
- 蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)」(『神戸学院女子短期大学紀要』10号、1978年)
- 蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(二)」(『神戸学院女子短期大学紀要』12号、1979年)
- 蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(三)」(『神戸学院女子短期大学紀要』15号、1982年)
- 蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(四)」(『神戸学院女子短期大学紀要』19号、1986年)
- 早川紀代編『軍国の女たち』吉川弘文館、2005年
- 兵庫県立第一神戸高等女学校『創立三十周年記念誌』1932年
- 本田和子『女学生の系譜』青土社、1990年
- 宮城県立第一女子高等学校『六十年史』1961年
- 文部省『学制百年史』1972年
- 横川公子「女性と袴(一)」(『金蘭短期大学研究誌』23号、1992年)
- 横川公子「女性と袴(二)」(『金蘭短期大学研究誌』24号、1993年)
- 「『制服』異変 女子高校生は今(上)」(『朝日新聞』朝刊、2003年4月15日)

(2006年12月1日受理)